



南伊豆町ふるさと寄附パートナー企業募集要領

1 目的

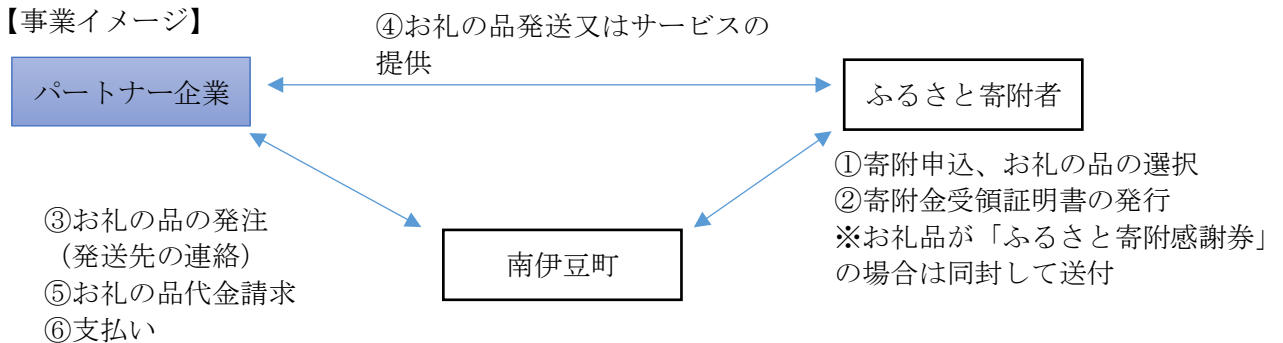
ふるさと寄附制度による本町への寄附促進と、地元特産品の PR、地元企業の活性化などを目的に、寄附者へ贈呈するお礼の品やサービスを提供する企業（以下「パートナー企業」という。）を募集します。

※【ふるさと寄附制度とは】

『ふるさとを応援したい!』『ふるさとに貢献したい!』という寄附者の思いを、地方公共団体へ『寄附』というかたちでお寄せいただくものです。

地方公共団体に寄附をしていただくと、寄附金の2千円を超える部分で一定の限度額までが居住している市区町村の個人住民税や所得税から控除されます。

【事業イメージ】



2 パートナー企業のメリット

- (1) 町のホームページ、町作成のパンフレット等を通じて、企業名、商品名等を全国へ PR できます。
- (2) お礼の品発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PR が図れます。

3 パートナー企業の要件

- (1) 町内に事業所がある法人又は個人の方で、町税の滞納がないこと。
- (2) 南伊豆町小規模事業参加登録制度へ登録を行っていること。
 - ※1 小規模事業参加登録は2年度毎ごとに更新が必要です。
 - ※2 30万円以上のお礼の品を提供いただく場合は、南伊豆町入札等参加資格登録を行う必要があります。
- (3) お礼の品（本要領4 募集するお礼の品を参照）を1品目以上提供できること。

4 募集するお礼の品

- (1) 次の要件を満たしている商品・サービスを募集します。
- (ア) 南伊豆町の魅力を体感できるものであること。
 - (イ) 南伊豆町内で生産、製造、加工、販売等されているものであること。
 - (ウ) 町内において提供ができる宿泊・体験サービスであること。
 - (エ) 町内の地域ブランド向上、農業振興や雇用創出、観光 PR といった地域産業の振興につながる要素をもつものであること。
 - (オ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
 - (カ) 町から送付依頼後、速やかに商品が発送できること。ただし、生産等の期間が限定される商品等については、パンフレットに明記することを条件に募集対象とする。
 - (キ) 町内で生産・加工等がされた食品について、品質を保証する期間が10日以上あること。
 - (ク) その他町長がお礼の品として認めるもの。

※農林水産物や加工品を想定しています。単品のみならず、複数の商品の詰め合わせや、季節限定のもの、町内で提供できる体験型商品サービスなども結構ですので、幅広くご検討ください。

(2) お礼の品の価格区分

| 寄附金額区分 | お礼の品の価格 | 町負担額 |
|---------------|------------------|-----------|
| 5千円以上1万円未満 | 2,500円～(税/送料込) | 2,500～円 |
| 1万円以上2万円未満 | 5,000円～(税/送料込) | 5,000～円 |
| 2万円以上3万円未満 | 10,000円～(税/送料込) | 10,000～円 |
| 3万円以上4万円未満 | 15,000円～(税/送料込) | 15,000～円 |
| 4万円以上5万円未満 | 20,000円～(税/送料込) | 20,000～円 |
| 5万円以上6万円未満 | 25,000円～(税/送料込) | 25,000～円 |
| 10万円以上20万円未満 | 50,000円～(税/送料込) | 50,000～円 |
| 20万円以上50万円未満 | 100,000円～(税/送料込) | 150,000～円 |
| 50万円以上100万円未満 | 250,000円～(税/送料込) | 250,000～円 |
| 100万円以上 | 500,000円～(税/送料込) | 500,000～円 |

※送料には、季節に応じた冷凍・冷蔵料金も含まれます。

5 「南伊豆町ふるさと感謝券」(以下「感謝券」という。)の取り扱いについて

- (1) 町内外に所在する施設等において提供する宿泊・体験等のサービスへの対価として利用することができる感謝券を町が発行します。
- (2) 感謝券の額は、寄附者の寄附金額を2で除して得た額とします。ただし、当該額に千円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てた後の額とします。
- (3) (2)により決定した額の感謝券を町が寄附者へ贈呈します。

6 特産品等の請求手続き

- (1) お礼の品等を直接送付するパートナー企業
毎月月末までの送付実績を集計し、お礼の品等を送付したことを証明する書類等を添付のうえ、任意の請求書にて請求ください。
- (2) 感謝券を取り扱うパートナー企業
サービスの代価として感謝券を受領した事業者は、毎月月末までの感謝券を集計し、取り扱い明細票(様式第1号)に感謝券を添付のうえ、任意の請求書にて請求ください。

7 個人情報の取扱い

パートナー企業は、町から提供された寄附者の個人情報を、個人情報保護法及び南伊豆町個人情報保護条例に基づいて、適切に取り扱わなければなりません。

8 申込期間

登録要件を満たした事業所については、随時パートナー企業登録申請の受付をします。

※但し、特典情報掲載についてWEBページへの追加は随時行いますが、ふるさと寄附パンフレットへの掲載については増版時等に追加記載いたします。

9 申込方法

パートナー企業申込書(様式第2号)に必要事項を記入し、写真(画像データ)及び商品資料を添付の上、南伊豆町商工観光課へ持参、郵送または電子メールへの添付にて送りください。

10 パートナー企業の決定

申込内容や企業活動等を総合的に判断して、パートナー企業として適当であると認めるときは、承認書(様式第3号)を申請者へ通知します。

11 その他留意事項

- (1) あらかじめ登録したお礼の品を変更・辞退する場合は、変更申請書(様式第4号)

辞退届出書（様式第6号）にて速やかに町へ報告するものとします。

- (2) 発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合や、お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について事故等報告書（様式第7号）にて速やかに町へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。
- (3) 町は、申込内容に虚偽があった場合及び町に損害を及ぼす行為があった場合には登録を中止します。また、(1)(2)の報告を怠った場合には登録を中止します。
- (4) 町は、パートナー企業として登録された企業・商品・サービスが本要領3及び4に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。

1 2 申込・問合せ先

〒415-0392 賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1

南伊豆町 商工観光課商工振興係

電話：0558-62-6300 FAX：0558-63-0018

電子メール：furusato-minami@town.minamiizu.shizuoka.jp